

平成 30 年第 1 回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

金 澤 孝 司



1 日時 平成 30 年 1 月 25 日 (木) 10 時 00 分～11 時 50 分

2 開催場所 本庁舎 2 階 第四委員会室

3 出席委員

蘆立 順美 委員

有川 智 委員

金澤 孝司 委員

高橋 千佳 委員

水野 由貴 委員

(50 音順 敬称略)

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局長

財政局 財政部 契約課長

財政局 財政部 契約課 主幹兼管理係長

財政局 財政部 契約課 主幹兼工事契約係長

都市整備局 参事兼技術管理室長

水道局 総務部 企画財務課長

水道局 総務部 企画財務課 契約係長

水道局 浄水部 施設課長

水道局 浄水部 施設課 施設係長

交通局 総務部 財務課 契約管財係長

交通局 鉄道技術部 建築設備課長

ガス局 総務部 契約原料課長

ガス局 総務部 契約原料課 契約係長

ガス局 製造供給部 建設課長

ガス局 製造供給部 建設課 建設管理係長

板橋 秀樹

大泉 新一

吉田 学

大場 剛典

川上 正博

永澤 信

庄司 幸則

渡部 和彦

井上 信彦

菅井 英樹

千葉 秀之

那須野 昌之

鈴木 貢史

加藤 弘道

内海 敬一

5 会議の経過

【1】開会

- (1) 委嘱状交付
- (2) 財政局長挨拶

【2】委員長の選出ほか

- (1) 委員長の選出
委員互選により、次の通り委員長を決定した。
委員長： 有川 智 委員
- (2) 委員長職務代理者の決定
有川委員長の指名により、次の通り委員長職務代理者を決定した。
委員長職務代理者： 水野 由貴 委員

【3】議事の経過及び内容

進行： 有川 智 委員長
会議録署名委員： 金澤 孝司 委員

- (1) 工事に係る入札及び契約手続の運用状況について
事務局より、「入札方式別発注工事総括表」(資料 P1)、「入札方式別発注工事一覧表」(資料 P2～27) 及び「指名停止の運用状況一覧表」(資料 P28) に基づき報告。

【質疑応答】

工事契約及び指名停止の状況

| 論点等 | 発言者 | 発言内容 |
|---------|-----|---|
| 工事契約の状況 | 事務局 | 今回の報告は、平成 29 年 7 月 1 日～9 月 30 日に契約した、予定価格 1,000 万円以上の工事案件が対象である。 総契約件数は 255 件である。昨年同期は 290 件であり、昨年からは 35 件減っているが、一昨年とほぼ同程度の件数となっている。 特例政令適用一般競争入札は対象案件がなかった。 制限付き一般競争入札は 238 件で、内訳は市長部局 175 件、水道局 41 件、交通局 13 件、ガス局 9 件である。 指名競争入札は 4 件で、内訳は市長部局 1 件、交通局 3 件である。 随意契約は 13 件で、内訳は市長部局 11 件、交通局 1 件、ガス局 1 件である。 (資料 P1～27 参照) |

| | | |
|-------------------------------------|-----|---|
| 指名停止の運用状況 | 事務局 | <p>今回の報告に係る期間（平成 29 年 10 月 1 日～12 月 31 日）における指名停止案件は 2 件、2 社である。</p> <p>N o 1 の (株)安藤・間は、「不正又は不誠実な行為」によるもので、福島県田村市発注の除染事業において、当該業者の社員 2 名が、領収書を改ざんし作業員の宿泊費をだまし取ったとして、東京地方検察庁より詐欺罪で起訴されたものである。本市の指名停止要綱による指名停止期間の規定に基づき、今回の停止期間を 1 ヶ月とした。</p> <p>N o 2 の青木あすなろ建設 (株) は、前件と同様「不正又は不誠実な行為」によるもので、神奈川県内の建設発生残土埋立事業用地内へ産業廃棄物を不法投棄したとして、当該業者及び社員が横浜地方検察庁より廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反罪で起訴されたものである。本市の指名停止要綱による指名停止期間の規定に基づき、今回の停止期間を 1 ヶ月とした。</p> <p>(資料 P28 参照)</p> |
| 指名停止に関わる事案情報の把握及び本件詐欺行為へのチェック体制について | 委員 | <p>N o 1 の (株)安藤・間の案件は、どのようにして知り得たものなのか。</p> <p>また、このような詐欺行為は、役職者に限らず社員全般が起こし得るものだと思う。震災直後など除染作業は数多く行われていたはずであり、チェック体制がどうなっていたのか把握しているなら教えて欲しい。</p> |
| | 事務局 | <p>どのようにして知り得たかについては、本市の発注工事ではないため、先ず新聞等の情報からである。更に、当該事業者がホームページで認めた内容の確認及び複数の追加報道により起訴に至った経緯を把握したものである。</p> <p>また、チェック体制については、本市発注の案件ではないため、把握する術はないのが実状である。</p> |
| 指名停止期間を決める判断について | 委員 | <p>N o 1 の案件では、指名停止期間を 1 ヶ月と決めるにあたり、どういう点を考慮して判断したものなのか。</p> |
| | 事務局 | <p>本市では指名停止期間を決めるにあたり、規定している期間の短期を基本としているところである。また、過去の処分事例との兼ね合いからも 1 ヶ月が適切であると判断したものである。</p> |
| | 委員 | <p>仙台市発注ではない域外工事であることも指名停止期間の判断に関係しているのか。</p> |
| | 事務局 | <p>その通りである。本市が直接発注した工事の場合は、指名停止期間の判断は変わることもある。</p> |

(2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

- 1)抽出事案説明書の変更点を説明。
- 2) 事務局より、今回審議対象となる 255 件の工事のうち、高橋委員が事前に抽出した「入札方式別発注工事 抽出事案」10 件を報告。(詳細は資料 P29 参照)

3) 委員会により、2)の10件のうち本日審議する事案として以下の6事案を選定。

【選定事案】

◆制限付き一般競争入札

- ①若林日辺グラウンド（ニッペリア）原状回復工事（高橋委員抽出）
- ⑤平成29年度（一）秋保温泉愛子線（上愛子工区）舗装改修工事（高橋委員抽出）
- ⑥水施設 第29-23号錦ヶ丘低区配水所屋上防水・外壁改修工事（蘆立委員抽出）
- ⑦地下鉄南北線勾当台公園駅外3駅エスカレーター設備増設建築及び建築設備工事
(高橋委員抽出)

◆指名競争入札

- ⑨平成29年度汚水延伸整備工事1（水野委員抽出）

◆随意契約

- ⑩平成29年度南蒲生浄化センター汚泥焼却施設機械設備整備工事（金澤委員抽出）

(3) 抽出事案の審議

【質疑応答】

「①若林日辺グラウンド（ニッペリア）原状回復工事」について

| 論点等 | 発言者 | 発言内容 |
|------|-----|---|
| 事案説明 | 事務局 | <p>本工事は、若林区内の運動施設の原状回復工事である。工事概要としては、東日本大震災後にプレハブ仮設住宅を設置していた運動施設に於いて、仮設住宅解体後の基盤整備、排水等の施設整備、グラウンド・コート整備を行う舗装工事、排水工事などである。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札で総合評価方式簡易型I型（土木型）適用とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、地域要件（仙台市内に本店を有すること）、格付評点（土木工事の格付評点が800点以上）、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は8社で、辞退した1社を除く7社による電子入札を行ったところ、総額判断基準価格を下回った入札が3社、うち失格基準価格を下回った入札が1社あった。失格した1社を除く6社の中で評価値の最も高いやまびこ工業(株)を落札候補者とし、技術資料等を審査の結果、同社を落札者と決定した。</p> <p>（詳細は資料 P30～33 及び P64 参照）</p> |

| | | |
|----------------------------------|-----|--|
| 総合評価調書のマイナスの評価点について | 委員 | 資料 P33 の総合評価調書の評価項目「エ過去 3 ヶ月における不誠実な行為又は労働災害等」について、評価点一覧の中で -1 の評価点があるが、評価点がマイナスの場合の最高と最低の点数幅はどうなっているのか。 |
| | 事務局 | ホームページで事業者向けに公開している総合評価一般競争入札の手引きの中で、当該評価項目については 0, -1, -2 の 3 段階の点数区分としており、マイナスの最高は -2 点である。 |
| | 委員 | -1 点と -2 点ではマイナス扱いするレベルの違いはどの程度か。 |
| | 事務局 | 過去 3 ヶ月において、指名停止又は文書の指導が 1 回あれば -1 点、複数回の場合は、-2 点となる区分である。 |
| 指名停止等による入札参加資格への影響について | 委員 | 指名停止や文書の指導は、何回か重なれば入札参加資格を失うことに繋がるものなのか。 |
| | 事務局 | 指名停止になれば、決められた期間の入札参加資格を失う。 |
| | 委員 | 指名停止を超えて入札参加資格自体を何年間か喪失することはないのか。 |
| | 事務局 | 建設業法違反で建設業登録の取り消しがあれば、入札参加資格を失う。 また、入札参加資格を有する業者が倒産した場合等は入札参加資格名簿から抹消することもあるが、それ以外で登録抹消にまで至るのは極めて稀なことである。 |
| 入札金額の内訳公開と積算について | 委員 | 資料 P32 の入札経過表で、落札したやまびこ工業(株)と入札金額が同程度でやや低い(株)広瀬組が現場管理費で失格となっているが、どの程度の下回った金額であったのか。 |
| | 事務局 | 入札金額の内訳などの詳細は公開していない。 |
| | 委員 | 積算方法を緻密に行うことで落札金額に近づけるのでは、と思うと少しの差で入札金額が低い業者が失格となるのは惜しいと感じるところである。 |
| | 事務局 | 基本となる純工事費は、積算基準が公開されているが、現場管理費及び一般管理費等は、積み上げではなく率で積算することになっている。競争が激しい場合は、落札できるかどうかの鍵となる部分でもあり、各業者はこの費目でより精度をあげて入札に参加し落札をめざして頂いている状況である。 |
| 指名停止にあたるか否かの不誠実な行為の内容の重複及び違いについて | 委員 | 先般の説明にあった評価項目「エ過去 3 ヶ月における不誠実な行為又は労働災害等」であるが、その内容には指名停止があるとのことだった。 この項目上の指名停止にあたる不誠実な行為と一般的に指名停止にあたる行為とは内容的に重複しているのか。また、指名停止に当たらない不誠実な行為もあるのか。 |
| | 事務局 | 指名停止にあたる不誠実な行為として扱うものと指名停止にはあたらなくても不誠実な行為としてこの項目で扱うものがある。 例えば、本市発注の工事で人身事故が発生した場合、各局等で設置されている事故調査委員会において文書指導を要するとされた場合は、発注担当課が文書により指導を行う。これが出れば、指名停止ではなくてもこの項目で |

| | | |
|--|-----|---|
| | | の不誠実な行為の対象となる。 |
| 総合評価調書の評価項目にある不誠実な行為の対象となる指名停止の起算日について | 委員 | 1ヶ月の指名停止であれば、過去3ヶ月における不誠実な行為としてはカウントされると思うが、指名停止期間が長くなった場合はどのようになるのか。あくまで、指名停止開始期日を起算日としての過去3ヶ月なのか。 |
| | 事務局 | 開札日を含む過去3ヶ月間としている。開札日に指名停止中であれば、入札には参加できない。指名停止期間が終了しても過去3ヶ月の間に指名停止を受けていれば対象となる。 |
| 指名停止期間の違いによる扱いについて | 委員 | 指名停止の期間が、長くても短くても回数が同じであればここでの扱いは同じとなるのか。 |
| | 事務局 | その通りである。 |
| 総合評価方式において入札価格がどう扱われているかについて | 委員 | 総合評価方式と入札価格との関係はどうか。総合評価方式による評価値の算定には入札価格はどう関係しているのか。 |
| | 事務局 | 総合評価方式は、入札価格を含めた評価値の算定となっている。 評価値の具体的な算定方法であるが、価格以外の要素を一定の基準により評価して得た技術評価点（標準点+加算点）を入札価格で除して得た数値とする除算方式により算定し、一番高い値の業者を落札者としている。 |

「⑤平成29年度（一）秋保温泉愛子線（上愛子工区）舗装改修工事」について

| 論点等 | 発言者 | 発言内容 |
|----------------|-----|---|
| 事案説明 | 事務局 | <p>本工事は、秋保温泉愛子線の舗装改修工事である。工事概要としては、上層路盤工、表層工、区画線工を施す比較的簡易な工事である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札で総合評価方式簡易型I型（地域実績型）とした。尚、昨年からの舗装工事などで各区役所発注の5,000万円以下の工事でも試行的に総合評価方式を導入しているところであり、本案件はその対象である。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、地域要件（仙台市内に本店を有すること）、格付評点（舗装工事の格付評点が600点以上）、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は5社で、5社による郵便入札を行い、5社全てが同額で総額判断価格を下回る入札となった。しかし、失格基準価格を下回る入札とはならず、評価値が最も高いワーカー工業(株)を落札候補者とし、技術資料等を審査の結果、同社を落札者と決定した。</p> <p>（詳細は資料P46～49及びP68参照）</p> |
| 配置技術者の雇用条件について | 委員 | 資料P46入札参加資格欄の配置予定技術者の条件について、雇用条件が直接雇用となっているが、1日でも直接雇用していれば入札参加可能というこ |

| | | |
|--|-----|---|
| | | とか。 |
| | 事務局 | その通りである。入札参加業者が、配置技術者を直接雇用しているのであれば雇用期間が1日でも入札への参加は可能である。 |
| | 委員 | 同様の条件が付された案件の落札を目的として、入札参加資格を得るために入札参加条件の対象となる最終日に技術者を採用し、直接雇用すれば良いという事か。 |
| | 事務局 | その通りである。 |
| | 委員 | この案件ではないが、配置技術者の雇用条件を3ヵ月以上の直接雇用と規定しているケースが多い。この3ヵ月以上の直接雇用にはどのような意味があるのか。 |
| | 事務局 | 建設業法において工事請負金額が3,500万円（建築工事は7,000万円）以上の場合、技術者を専任で配置する義務が生じる。この専任で配置する技術者は、同じく建設業法で3ヵ月以上の直接雇用が必要とされているものである。 |

「⑥水施設 第29-23号錦ヶ丘低区配水所屋上防水・外壁改修工事」について

| 論点等 | 発言者 | 発言内容 |
|--------------------------|-----|--|
| 事案説明 | 事務局 | <p>本工事は、錦ヶ丘低区配水所屋上の防水及び外壁の改修工事である。工事概要は、経年劣化による屋上防水機能の低下、外壁の一部剥離が生じた配水池及び管理棟の施設保全を目的とした改修工事である。</p> <p>入札方式は予定価格から制限付き一般競争入札とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、地域要件（仙台市内に本店を有すること）、格付評点（防水工事の格付評点が600点以上）、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は11社で、書類不備のため無効となった1社を除く10社による電子入札を行ったところ、総額判断基準価格を下回った入札が9社、うち失格基準価格を下回った入札が6社であった。失格した6社を除く4社の中で最低価格の旭化学工業(株)を落札者と決定した。</p> <p>（詳細は資料 P50～52 及び P69 参照）</p> |
| 失格基準価格を下回る入札が多くなった要因について | 委員 | 失格基準価格を下回る入札が6社もあるが、失格となる業者が多くなった要因は何か。 |
| | 事務局 | 防水工事は、公共工事での発注数が減少している。工事業者にとっては、工事を受注する機会が少なくなっていることで、受注獲得に向けて際どい入札額としたことが失格となる業者が多くなった要因だと推察している。 |
| 書類不備の扱いについて | 委員 | 書類不備で無効となった業者があるが、例えば1枚の書類、1ヵ所の空欄でも書類不備として扱われるのか。 |

| | | |
|---|-----|---|
| | 事務局 | 今回の書類不備の内容は、提出書類の社名欄が空欄であるなど一部に重要な記載漏れがあったため無効としたものである。 |
| | 委員 | 通常、記載漏れ等の程度に拘わらず、一部の漏れでも書類不備で無効となるのか。 |
| | 事務局 | 基本的に必要な書類の一部に不備があれば無効としている。但し、誤字・脱字など軽微な記載ミスは無効の対象としては扱ってはいない。 |
| 加算点評価 確認書類へ の記入不備 への扱いに ついて | 委員 | この案件からは離れるが、資料 P37 の総合評価方式の表の評価点一覧中にある「再」の文字は、企業の評価認識と仙台市の実際評価との違いから再検討になったものだと思うが、これは書類の不備ではないのか。業者による評価の勘違いは無効ではないのか。 |
| | 事務局 | 必要な書類には、入札の参加資格を確認するものと、総合評価で加算点の要因を確認するものがある。総合評価で加算点を確認する書類の不足、項目の誤記入がある場合は失格ではなく、その評価項目が 0 点として扱うこととしている。参加資格の資料は入札の入口部分となるので、総合評価の資料よりは厳しくなっているものである。 |
| 積算の難易 度について | 委員 | 案件番号⑤では、積算が容易であるという背景もあり、総額判断基準価格を下回る同額入札が多数あった。 しかし、この案件では入札金額が落札した業者よりも高いにも拘わらず、現場管理費や一般管理費等の失格理由により、失格となった業者が複数あるが、これは積算が複雑で難しい案件だったためなのか。 |
| | 事務局 | 積算自体が複雑で難しいということより、先般の公共工事の多い舗装工事とは違い、屋上防水工事は民間工事が主であるため、公共工事の入札には不慣れな業者が多い。 失格理由となった現場管理費及び一般管理費等の積算内訳からも公共工事の積算体系の理解不足など不慣れな状況が読み取れ、精度の高い積算に至らなかったものではないかと推察される。 |

「⑦地下鉄南北線勾当台公園駅外 3 駅エスカレーター設備増設建築及び建築設備工事」について

| 論点等 | 発言者 | 発言内容 |
|------|-----|--|
| 事案説明 | 事務局 | <p>本工事は、地下鉄南北線 4 駅のエスカレーター設備の増設建築及び建築設備工事である。工事概要は、地下鉄駅のホーム・コンコース階のエスカレーター設備増設に伴う建築及び建築設備の改修工事である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札で総合評価方式簡易型 I 型とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、地域要件（仙台市内に本店を有すること）、格付評点（鉄骨・鉄筋コンクリート建築工事の格付評点が 600 点以上）、配置技術者の条件等について</p> |

| | | |
|------------------|-----|--|
| | | <p>の資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 2 社で、2 社による郵便入札を行ったところ総合判断基準価格及び失格基準価格を下回った入札が 1 社あった。残る 1 社である鷹背建設(株)を落札候補者とし、技術資料等を審査の結果、同社を落札者と決定した。</p> <p>(詳細は資料 P53～56 及び P70 参照)</p> |
| 入札が人気薄になった理由について | 委員 | <p>2 社による入札とのことだが、人気薄となった理由は難しい工事であったためか。また、配置予定技術者雇用条件が、3 ヶ月以上の直接雇用となっている点も工事が人気薄となったことに関係しているのか。</p> |
| | 事務局 | <p>雇用条件は、建設業法上の規定による請負条件から設定されたものであるため、工事が人気薄となったこととの因果関係については一概には判断しかねる。人気薄となった理由としては、地下鉄工事の特殊性が関係したものと考えられ、夜間工事が多く発生することや駅構内における資材搬入の際に、駅を使用するお客様の状況からの制約が発生すること等が影響しているものと推察している。</p> |
| 入札参加資格のある業者数について | 委員 | <p>入札参加資格を満たす業者は市内本店で何社あるのか。</p> |
| | 事務局 | <p>鉄筋・鉄骨コンクリート建築工事という種目で名簿に登載されているのは市内本店で 123 社である。</p> |

「⑨平成 29 年度汚水延伸整備工事 1」 について

| 論点等 | 発言者 | 発言内容 |
|-------|-----|---|
| 事案説明 | 事務局 | <p>本工事は、下水道管の延伸整備工事である。工事概要は、柞江地区及び管内地区の開削工事など下水道管敷設工事一式である。</p> <p>入札方式は指名競争入札とした。入札方式の決定にあたっては、新規宅地造成等に伴う下水道管延伸の迅速な対応が必要であるとの要望を受けて、契約手続期間が比較的短期となる指名競争入札としたものである。尚、本案件は当初、一般競争入札として公告したが、入札参加者がなく中止となった。入札参加条件のうち、所在地要件と格付点数要件を緩和し、再度公告したが同様に入札参加者がなく中止となっていた。この間の手続きで、既に相応の期間を要していたという事情もあった案件である。</p> <p>技術的水準及び類似工事の施工実績を勘案し、仙台市契約業者指名基準に基づき、市内に本店のある土木業者より選定した 8 社を指名業者とし、電子入札を実施したところ、4 社が辞退、2 社が入札なしのため失格した。残る 2 社から低価格の(株)アイムワンを落札者と決定した。</p> <p>(詳細は資料 P60～61 及び P72 参照)</p> |
| 指名業者の | 委員 | <p>指名業者の選定基準はどうなっているのか。</p> |

| | | |
|----------------|-----|--|
| 選定基準について | 事務局 | 仙台市契約業者指名基準による選定を行っている。これは、工事予定価格による目安となる指名業者数及び指名業者の状況で把握すべき種々の観点からの選定事項等を定めたものである。併せて、業者所在地の地域要件や実績のある業者を優先して指名することとしているものである。 |
| 指名可能な業者数について | 委員 | 指名業者を 8 社に絞る前の対象となる業者数は何社か。 |
| | 事務局 | 仙台市内本店で 210 社、仙台市外を含めるとかなりの社数となる。 但し、土木工事でも污水管を扱う下水管の敷設工事及び河川工事は、一般競争入札が人気薄で中止となる傾向も見られる。また、この案件では工事地区が複数に点在しており、手間が掛かり利益が得られにくいことから敬遠されたのかも知れない。 |
| 辞退と失格の違いについて | 委員 | 指名業者の中で、辞退の届出があった 4 社と届出なく入札不参加で失格となった 2 社では、その後の取り扱いに違いはあるのか。 |
| | 事務局 | 基本的に違いはない。指名競争入札は、入札参加者の参加意思によるものではなく、あくまで本市が任意に指名して行うものだからである。 |
| 指名業者への連絡方法について | 委員 | 指名する際の業者への連絡方法はどのようにしているのか。 |
| | 事務局 | 電子入札の場合は、指名通知を登録してある業者のメールアドレスにメールで送信している。電子入札ではない案件の場合は、電話で連絡して指名通知を受け取ってもらうこととしている。 |
| | 委員 | 業者への連絡は確実に届く方法で行っているということか。 |
| | 事務局 | その通りである。電子入札の場合は、案内メール開封の有無の確認まで行えるようになっており、メールを読まれていない場合はこちらから電話連絡している。現場説明会には必ず参加ができるように連絡をしているところである。 |

「⑩平成 29 年度南蒲生浄化センター汚泥焼却施設機械設備整備工事」 について

| 論点等 | 発言者 | 発言内容 |
|------|-----|---|
| 事案説明 | 事務局 | <p>本工事は、南蒲生浄化センター汚泥焼却施設の機械設備の整備工事である。</p> <p>工事概要は、南蒲生浄化センター汚泥焼却施設の安定した稼働確保のために経年劣化の確認及び機械設備の点検整備、補修等の工事を行うものである。</p> <p>契約方式は特命による随意契約とした。本工事では、機械設備の整備・補修を行う際に必要となる機器設備及び使用部品は、(株)クボタの独自技術で構築されたもので、他メーカーには一般開示されていない。このことから、機器点検及び整備についての施工は、(株)クボタからごみ焼却事業を引き継いだ業者に限定されるため、クボタ環境サービス(株)東北支店に特命としたものである。</p> <p>尚、特命とする根拠法令は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号</p> |

| | | |
|--|-----|---|
| | | <p>によるものである。</p> <p>(詳細は資料 P62～63 及び P73 参照)</p> |
| <p>予定価格設定上の競争入札と随意契約の違い及び随意契約の予定価格設定について</p> | 委員 | 競争入札と随意契約では、予定価格の決め方に違いはあるのか。 |
| | 事務局 | 違いはない。予定価格は、設計内容によって同一基準で算定される金額に基づいて決めるもので契約方式とは関係がない。設定方法は同じである。 |
| | 委員 | 特殊なプラント設備などの点検整備、補修は殆どが随意契約で行われ、結果として工事業者の見積金額は、予定価格とほぼ同額となるのが通例なのか。 |
| | 事務局 | 通常はプラント設備でも、積算全体を業者からの見積りを基にしている訳ではなく、一部に見積りを取る部分と本市で積算した部分を合わせて積算している。必ずしも工事業者の見積金額とほぼ同額ということではない。こういったプラント物は別業者が手を出すのは困難である。 |
| <p>設計・施工業者選定とその後のメンテナンスについて</p> | 委員 | この種の工事は、元工事の発注をどのようにするかということが、後々のメンテナンスまで含めて考えると非常に重要なものとなる。元工事の発注に際しては、他の案件とは違う特殊な事情を考慮した上で発注することになっているのか。 |
| | 事務局 | <p>一部の案件では、PFI という形で長期間にわたる建設、運営、整備などを含む契約もある。また、本案件のように新規工事は通常の発注で行い、後々のメンテナンス契約は別途行うものも多い。新たに建築物を建てる際には、構想の段階でどのようにやっていくか種々検討は行うが、実際の発注時には検討結果に基づき案件ごとの事情により異なる対応になっている。</p> <p>近年は、PFI などの案件も盛んになってきている。今後は、特に高額工事案件等において、長期的な利点と制約要件とを総合的に勘案した判断が必要になると考えている。</p> |
| <p>トータルコストに関わるプロポーザルについて</p> | 委員 | <p>イニシャルコストとランニングコストのトータルコストは、PFI ではなくても、特殊或いは大規模な施設・設備では、最初の段階からランニングコストを含めたプロポーザル的な形で決めていくことも必要だと思う。</p> <p>イニシャルコストだけで業者を決めるのではなく、将来に亘る技術提案などを含むプロポーザルはどの程度採用されているのか。また、今後の実施の方針はどうか。</p> |
| | 事務局 | <p>例えば、大規模なごみ焼却施設などは、大手の業者が独自技術で設備を構築しているため、施設設計の作成は制約を受けることとなり、発注側は、建設する施設設備に必要な能力面の仕様等を決めて発注することになる。</p> <p>基本的にプロポーザルでは金額を評価項目とすることはできず、金額を入れると総合評価という考え方になる。その扱いをどのようにできるか。更に、PFI と一般的な工事契約とを比較し、PFI が不利であるとなった後に検討するものだと思う。</p> <p>プロポーザルでイニシャルコストまで含めて行うのは、現実的には相当ハ</p> |

| | | |
|----------------------------------|-----|--|
| | | ードルが高く、現状では判り易く比較評価すること自体が難しい課題と考えている。 |
| 随意契約における見積価格の妥当性について | 委員 | 随意契約では、一部ではあっても特定の業者の見積りに頼らざるを得ないことがあると思うが、予め特命することが想定される業者から見積りを取って予定価格の参考にしている場合は、市民目線からすると価格の妥当性が気になるところである。見積金額の妥当性に関するチェックなどの評価はどうしているのか。 |
| | 事務局 | 見積りは可能な限り複数社から取することを基本としている。その中で、特に価格の高低に異常値があれば採用せず、異常値以外の金額から採用している。 また、手続きとして、公文書により価格帯に応じた決裁を仰いでいる。特に、見積りを取った業者と契約する可能性がある場合は、工事担当課と契約課による事前協議を行うこととしている。 |
| 随意契約の複数業者見積りについて | 委員 | 随意契約でも複数業者からの見積りは可能なのか。 |
| | 事務局 | 基本的には、随意契約でも、複数業者から見積りを徴取している。特命による随意契約が想定される業者から見積りを取る場合は、契約課と事前協議した上で、業者への参考見積り依頼を行っている。 |
| 予定価格の積算部署及び随意契約の見積り妥当性を高める運用について | 委員 | 入札時予定価格の積算は何処で行っているのか。 |
| | 事務局 | 積算に関しては、工事発注部署で行っている。原則として、参考見積りが必要な部分のみ見積りを依頼し、積算が可能な部分は本市の基準に基づき積算を行い、双方を合わせて実際の設計金額としている。 随意契約であっても、殆どの場合において、特命する業者に全ての参考見積りを頼る訳ではなく、特殊業務ではない人件費や一般管理費などは本市の積算基準を使用する。特命する1社でしか施工できない場合に限って、特命となる業者からの見積りを参考にしているところである。 見積りの妥当性については、本市の基準に基づき取扱っているので充分妥当性はあるものと考えている。 |

6 その他

今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。

- ① 次回の抽出委員は水野委員に依頼する。
- ② 次回の委員会の日程は、平成30年5月2日（水）14時からの予定である。

7 閉会